

緑化地域制度導入にあたっての移行措置について

～平成21年4月3日以降に緑化地域(住居系用途地域全域)内で
建築物の建築工事を予定されている皆様へ～

横浜市では、平成21年4月3日より緑化地域制度が導入され、緑化地域(住居系用途地域全域)において建築敷地面積500㎡以上の建築物を新築又は増築する際の緑化地域に関する緑化率規制が効力を生じることとなりました。(規制の内容は裏面をご覧ください。)

平成21年4月2日までに着工(※)している建築物については、緑化地域に関する緑化率規制の適用は受けません(例1)が、着工していない場合は、適用を受ける場合がありますので、以下のとおり移行措置を活用し、緑化地域制度の円滑な導入に御協力ください。

※ 着工とは:建築物の工事を継続して行う意思があると認められる場合で、当該建築物の根切り工事(矢板打ち工事を含む)、杭打ち工事、又は既存建築物の床面積の増加に係る部分の工事に着手していたことをいいます。

1 移行措置の概要

移行期間(平成21年4月3日～9月30日)に限り、平成21年4月2日までに「横浜市開発事業の調整等に関する条例(調整条例)」第17条第1項の同意又は「緑の環境をつくり育てる条例(緑条例)」第9条第1項の規定による緑化協議が成立した建築物の新築又は増築については、緑化地域に関する緑化率規制の適用を受けません。

2 運用方法

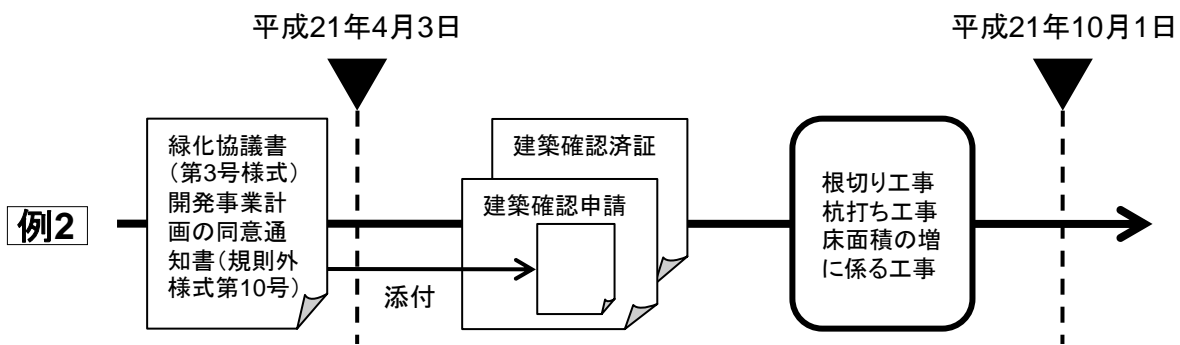
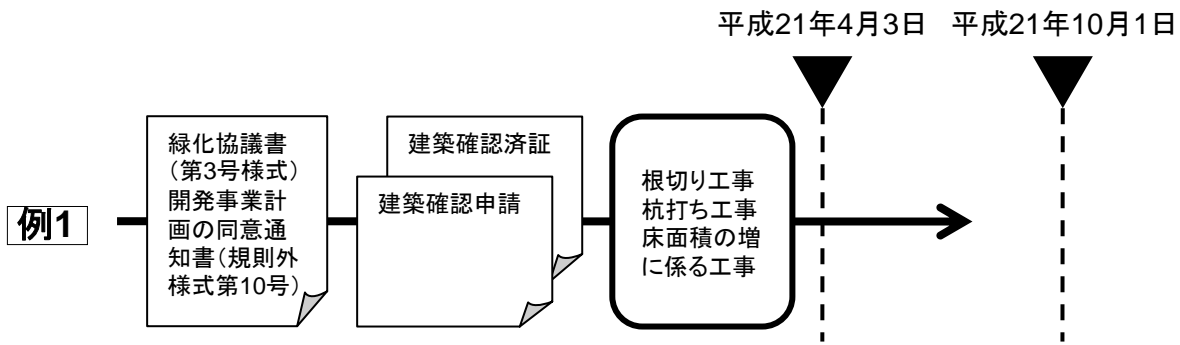
■ 移行期間(平成21年4月3日～9月30日)

- ① 調整条例第17条第1項に関する開発事業計画の同意通知書又は緑条例第9条第1項に関する緑化協議書の写し(いずれも平成21年4月2日以前に同意又は協議が成立したもの)を建築確認の申請図書に添付してください。移行期間内に着工すれば、緑化地域に関する緑化率規制の適用は受けません。特に手続等も必要ありません。(例2)(移行期間内に着工しない場合は③へ)
- ② 平成21年4月2日以前に上記の同意又は協議が成立しなかった場合は、緑化地域による緑化率規制の適用を受けますので、建築確認申請前に緑化率適合証明申請を行ってください。(例3)

■ 移行期間経過後(平成21年10月1日以降)

- ③ ①の措置を受けた後、移行期間内に着工しない場合は、緑化地域に関する緑化率規制の適用を受けます。そのため、移行期間内に緑化率適合証明申請を行ってください。(例4)
- ④ ①の措置を受けない場合は、建築確認申請前に、緑化率適合証明申請を行ってください。

＜緑化地域の緑化率規制の適用除外となる場合＞



＜緑化地域の緑化率規制の適用を受ける場合＞

